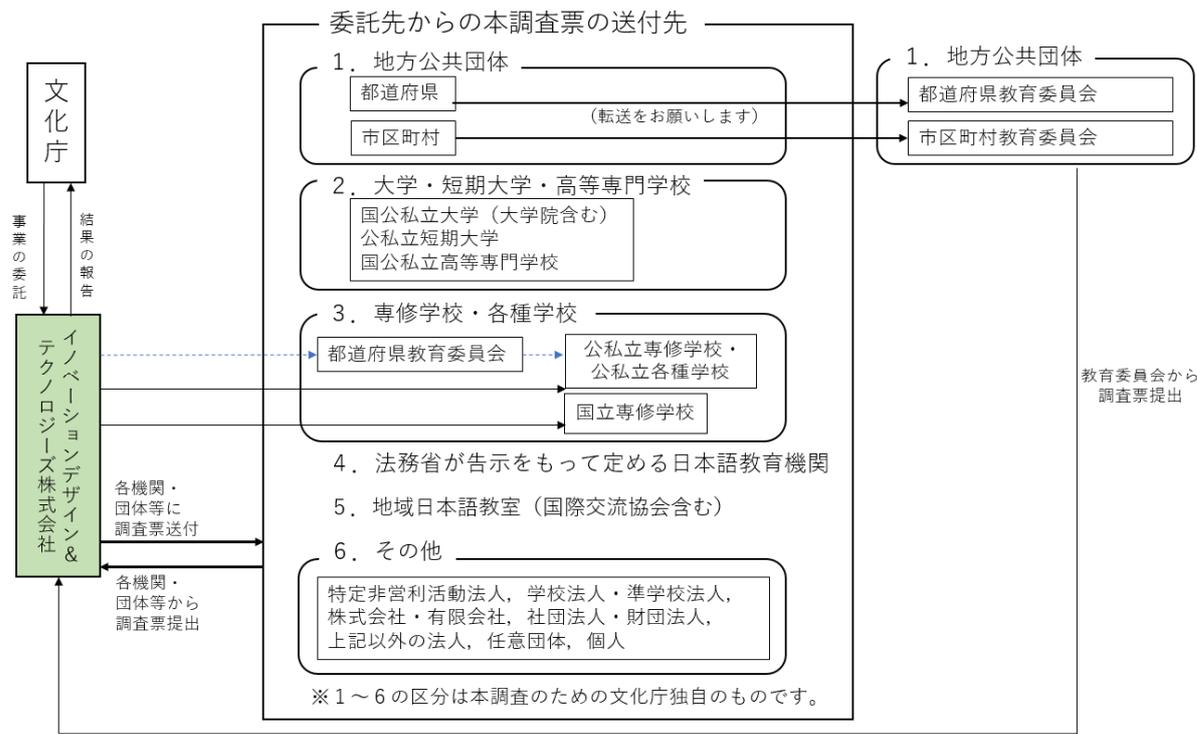


令和2年度「日本語教師の資格創設に係る状況調査」 記入要領

1 調査の全体像

調査票は以下の図にあるとおり、各機関・団体等に直接お送りしています。なお、回答については、全て各機関・団体等から直接、委託先のイノベーションデザイン&テクノロジーズ株式会社に御返送ください。



本調査に続き、12月上旬頃には「日本語教育実態調査」についても依頼をさせていただく予定です(法務省告示機関以外の専修学校、各種学校は対象外です)。こちらは、昭和42年以降、外国人に対する日本語教育の在り方を検討するための資料を得ることを目的に、例年実施している調査です。御手数をお掛けいたしますが、本調査についても御協力くださるようお願いいたします。

2 調査票の記入について

(1) 調査全体の留意事項

調査は令和2年3月1日現在の内容を御記入ください。なお、新型コロナウイルスの影響を受けていない頃の状況を調査するために基準日を昨年度に設定しています。

本調査は各機関・団体等ごとに調査票1部を御提出いただくこととしています。なお、地域の日本語教室を開設する団体のうち、複数の日本語教室を開設しているものは、各教室からの回答を集計し、一つの調査票にお取りまとめの上御提出ください。なお、必要な調査票は、適宜文化庁ウェブサイト(を参照)からコピーもしくはダウンロードしてください。

文化庁から日本語教育に関連する事業を受託している団体は、受託事業も本調査対象に該当しますので、記入漏れの無いよう、お願いいたします。

調査票様式（エクセル文書）及び記入要領（PDF文書）の電子データは、文化庁ウェブサイト（以下のURL）からダウンロードできますので御利用ください。御不明な点等ございましたら、この記入要領末尾に記載している問合せ先へ御連絡ください。

文化庁ウェブサイトトップページ > 国語施策・日本語教育 > 日本語教育 > 日本語教師の資格創設に係る状況調査の概要

URL : https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/92591701.html

御回答いただいた内容は、統計処理後、集計データの形で公表する予定であり、回答内容がそのまま公表されることはありません。調査を通じて得られた個人情報や個別の機関等の情報は、文化庁の日本語教育関係施策の検討や基礎資料の作成のみに利用し、他の用途には使用しません。

なお、アンケートに御回答いただいた各機関・団体の名称及び回答内容については、イノベーションデザイン&テクノロジーズ株式会社が集計を行う際にのみ確認し、文化庁では特定しません。

（２）各設問の記入上の留意点

記入に当たっては、以下の点に御留意ください。

調査全般について

本調査における「日本語教育」とは、『日本語教育の推進に関する法律』第２条の「外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）」とします。

本調査において「日本語学習者」とは、日本語を学ぶ者のことを指します。

本調査における「日本語教師」とは、『日本語教育の推進に関する法律』第２１条の「日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者」（ボランティアを除く）を指します。

【日本語教育の推進に関する法律（条文）】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_02.pdf

本調査中の人数を問う調査項目では、延べ人数ではなく実人数を記入してください。

（１）外国人等日本語学習者に対する日本語教育を行っている機関・団体について

問（１） １．外国人等に対する日本語教育の実施の有無

対象は、日本語を母語としない人（外国人等）を対象とした日本語教育の取組（授業等）です。実施の規模や期間は問いません。

民間事業者に業務を委託している場合やボランティアが実施している講座なども調査対象となります。

初等中等教育機関で学校教育の一環として行われている日本語教育については本調査の対象外となります（学校教育の枠内で行っている取り出し授業、補習なども対象外となります）。なお、初等中等教育機関の施設を利用しているものの、在校児童・生徒だけでなく、社会教育の一環として地域住民等を対象として行われている日本語教育については調査の対象となります。

問(1) 2. 日本語教育を受けている学生・受講者の数

学習者数は、令和2年3月1日時点での各機関/施設等の登録者数とします。
ただし、過去1年間当該機関/施設等で学習を行っていない人は除いてください。

問(1) 4. 日本語教師の雇用形態

日本語教師の数は、令和2年3月1日時点での各機関/団体等の登録者数とします。
ただし、過去1年間当該機関/団体等で授業担当のない人は除いてください。

問(1) 8. 日本語教師に対する採用後の研修について

本問における「研修」とは、当該機関/団体が実施する教育能力の向上を目的とするものとします。

問(1) 10, 15. 日本語教師(常勤・非常勤)の実労働時間数について

当該機関のみにおける勤務回数のみを計上してください。

(2) 日本語教師の養成・研修を行っている機関・団体について

問(2) 1. 日本語教師の養成・研修の実施の有無について

複数の科目からなる課程・コースだけでなく、単独で開設された講座もその対象とします。また、大学等機関及び法務省告示機関については、地域住民など当該機関に在籍する学生以外も受講できる課程・コース又は講座も含まれます。なお、単位認定の有無は問いません。

問(2) 3. 受講者が課程等の修了に必要な学費について

本調査において「受講者」とは、日本語教師養成・研修の講座を受けている者のことを指します。

課程が複数ある場合は、一番学習者の多いコースの学費をもとに御回答ください。
また、大学の日本語教師養成機関(副専攻)の場合は、科目履修に係る学費を記載してください。

問(2) 4. 受講者が課程等の卒業・修了に必要な単位または単位時間数について

問(2) 5. 教育実習の実施の有無について

本調査における「教育実習」には、オリエンテーション、授業見学、授業準備、模擬授業、教壇実習、振り返り等を含むものとします。

問(2) 8. 受講者一人当たりの教壇実習の担当時間数について

本問における教壇実習とは、受講者が現実の日本語学習者に対して、その学習・教育の効果をねらって、実際に指導を行う活動を指します。

3 回答方法

令和2年11月20日(金)までに、日本語教育実施の有無に関わらず、Eメール、郵送（本調査に同封の返信用封筒を御利用ください）、FAXのいずれかの方法で下記送付先へ御回答ください。

集計の都合上、文化庁ウェブサイトでエクセルファイルをダウンロードいただき、Eメールに添付して下記までご送信いただきますよう御協力をお願いいたします。

4 回答送付先及び調査に関する問合せ先

イノベーションデザイン&テクノロジーズ株式会社（担当：金子）

〒362-0053 上尾市戸崎 513-3

E-mail：nihongo@idet.co.jp

電話：048-676-5577（受付時間/月～金 9:30～18:00 土日祝日除く）

FAX：048-725-7714